国際アート&デザイン大学校学則

第1章 組織

(目的)

第1条 本校は、工業関係・文化教養関係の専門課程及び高等課程を設置し、社会に貢献しうる人材を 養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、国際アート&デザイン大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、福島県郡山市方八町二丁目4番1号 及び 福島県郡山市方八町二丁目13番8号 とする。

第2章 課程および学科・修業年限・定員ならびに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程・学科および修業年限ならびに定員は、別表1のとおりとする。

(学年・学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

但し、日本語科進学1.5年コースの1年次は、10月1日に始まり、3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、次のとおりとする。

前期: 4月 1日から 9月30日 まで 後期: 10月 1日から 3月31日 まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏期休業7月27日から8月31日まで(4) 冬期休業12月25日から1月7日まで(5) 春期休業2月11日から4月10日まで
- (6) 開校記念日 2月3日
- 2. 校長はその必要があると認めた場合は、休業日を変更することがある。

第3章 教育課程・授業時間数および教職員組織

(教育課程・授業時数・単位換算)

- 第7条 本校の教育課程および授業時間数は、別表2のとおりとする。
 - 2. 教育課程、授業時間数の特例

次の各号に該当する場合、課程の修了に必要な総時間数の2分の1を限度として、 その履修、学修等が教育上有益で本校の教育課程に相当すると認められる場合、既に 履修したものとみなすことができる。

- (1) 本校以外の専修学校における授業科目の履修等
- (2) 専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修等
- (3) 本校に入学する前(転編入学は除く)の授業科目の履修等

但し、日本語科に関してはこの特例を適用しない。

3. 授業時間数の単位数への換算

本校の授業科目の授業時間を単位数に換算する場合においては、講義及び演習は16時間をもって1単位とし、実習・実技及び実験は32時間をもって1単位とする。 但し、高等課程に関しては、授業時間を単位数に換算する場合においては、35時間をもって1単位ととする。

(成績評価)

- 第8条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を 総合的に勘定して行う。但し、成績評価の細則は、別に定める内規による。
 - 2. 出席時数が授業時数の10分の8に達しない者は、その科目については、前項の評価を受けることが出来ない。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業および終業の時刻は、9時30分より17時10分までとする。 但し、校長は、特に必要があると認める場合には、始業時間及び終業時間を変更することができる。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長1名(2) 教員10名 以上(3) 講師8名 以上(4) 助手必要に応じて置く

(5) 事務職員 1名 以上(6) 校医 1名

(7) 生活指導員 1名 以上

2. 校長は、校務をつかさどり所属教職員を監督する。

第4章 入学・休学・退学および賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

本校の専門課程(但し、日本語科を除く)入学資格は、次のとおりとする

- (1) 高等学校若しくは、これに準ずる学校を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の定めるところにより、前号に準ずる学力があると認められる者
- (3) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で 18歳に達した者
- (4) 但し、クリエイティブ研究科に関しては、本校を含むコミック・マンガ系専門学校卒業者、大学・短大で 美術・デザイン関連学部・学科の卒業者及び高校卒業後、デザイン・広告・商業イラスト・ マンガ業界等の業界で実務経験2年以上の者
- 2. 前項第3号にかかる審査方法等については、別に定める
- 3. 本校の専門課程(日本語科)入学資格は、次のとおりとする
 - (1) 12年以上の正規の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - (2) 正式な手続によって本邦への入国・滞在を許可された、又は許可される見込の者
 - (3) 保証人を有する者
- 4. 本校の高等課程入学資格は、次のとおりとする
 - (1) 中学校若しくは、これに準ずる学校を卒業した者
 - (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の定めるところにより、前号に準ずる学力があると認められる者

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

但し、日本語科に関しては年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続)

- 第13条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を 記載して、第23条に定める入学検定料を添えて期日までに出願しなければならない。
 - 2. 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
 - 3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第23条に定める入学 金及び必要書類を添え手続きをとらなければならない。 但し、日本語科に関しては別に指定期日を定める。

(編入学)

- 第14条 次に該当する者で編入学を希望する者は、選考の上校長が許可することがある。 本校の専門課程編入学該当は、次のとおりとする
 - (1) 大学・短期大学・専門学校を卒業した者
 - (2) これと同等以上の学力があると認められた者
 - 2. 本校の高等課程編入学該当は、次のとおりとする
 - (1) 学修履歴若しくは学力等において妥当で、かつやむ得ない事情があると認めた者

(欠席•休学•復学)

- 第15条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由によって3日以上休学する場合は、診断書 およびその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
 - 2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(出席停止)

第16条 生徒が伝染病にかかり又はその虞がある場合、若しくはその他必要があると認めた場合は、 該当学生に対して出席停止を命じることができる。 (退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定・留年)

- 第18条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。
 - 2. 卒業証書は、様式1-1のとおりとする。
 - 3. 卒業時に修了すべき教育課程を修了しない者は、卒業延期とし当該課程を修了した時期に卒業を認定する。

但し、日本語科に関してはこの項目を適用しない。

4. 校長は各学年で修了すべき教育課程を修了しない者に対し、留年を命ずることがある。 但し、日本語科に関してはこの項目を適用しない。

(専門士称号授与)

第19条 前条により、別表3に掲げる学科を修了した者には当該専門課程の専門士の称号を授与する。

称号授与書は、様式1-2のとおりとする。

(褒賞)

第20条 成績優秀にして他の模範となる者については、褒賞することがある。

(懲戒)

- 第21条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本文にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行なうことができる。
 - 2 懲戒処分の種類は、訓告・停学・退学の3種類とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者についてのみ行なうものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (5) その他、校長が必要と判断した場合

(除籍)

- 第22条 生徒で次の各号の一に該当する者については、校長が除籍する。
 - (1) 死亡の届出があった者
 - (2) 行方不明の届出があった者
 - (3) 授業料等納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) その他、校長が必要と判断した場合

第5章 入学金・授業料その他

(納付金)

- 第23条 本校の入学金・授業料等は、別表4のとおりとする。
 - 2 前項に定める授業料等を三箇月以上滞納した場合は、出席停止とする。

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(養成指定機関)

第26条 養成指定機関としての認定を受けている学科における運営・当該資格の付与その他の基準等については、各養成指定基準に貼り別に定める細則による。

(附帯事業)

第27条 附帯事業として、社会人等を対象とした講座を実施する。

(併修校)

第28条 高等課程においては、開志学園高等学校 単位制・通信制課程 普通科に同時入学し 併修するものとする。

(併修に関する学則等)

第29条 通信制併修に関する学則等は開志学園高等学校に準ずる。 第6章 補則

(聴講生)

第30条 本校の日本語科において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の授業科目に ついて履修申請があった場合は、本校の教育に支障がない限り、選考の上聴講生として 当該授業科目の履修を許可することができる。なお、聴講生に関する事項は別に定める。

第7章 補則

(補則)

- 第31条 この学則の実施に関し、必要な事項は学校長が別に定める。
 - 2. 必要と認める場合は、この学則に1若しくは複数の別紙を添付することができる。

- 1. この学則は、平成11年4月1日より実施する。
- 2. 平成12年2月29日 改訂
- 3. 平成12年4月1日 改訂
- 4. 平成13年3月8日 改訂
- 5. 平成13年4月 1日 改訂
 - 但し、学費について、平成13年3月31日に在校する者については、なお従前の例による。
- 6. 平成14年2月27日 改訂
- 7. 平成14年4月1日 改訂

但し、平成14年4月1日付けにて学校法人新潟総合学院 国際情報工科専門学校に移行する学科に平成14年3月31日現在在籍する者については、平成14年4月1日をもって同校に編入学するものとする。

- 8. 平成15年2月19日 改訂
- 9. 平成15年4月1日 改訂

但し、平成15年4月1日付けにて学校法人新潟総合学院 国際ビューティ・ファッション専門学校 に移行する学科に平成15年3月31日現在在籍する者については、平成15年4月1日をもって 同校に編入学するものとする。

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 10. 平成16年2月17日 改訂
- 11. 平成16年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 12. 平成17年4月1日 改訂 但し、学費について、平成17年03月31日に在校する者については、なお従前の例による。 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 13. 平成17年12月26日 改訂
- 14. 平成18年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 15. 平成19年2月22日 改訂
- 16. 平成19年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 17. 平成20年2月26日 改訂
- 18. 平成20年4月1日改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 19. 平成21年4月1日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 20. 平成22年2月26日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 21. 平成22年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 22. 平成22年11月29日改訂
 - なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 23. 平成23年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

24. 平成23年12月22日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

25. 平成24年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

26. 平成25年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 27. 平成26年2月4日 改訂
- なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 28. 平成26年4月1日 改訂

なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 29. 平成27年2月19日 改訂
- なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。 30. 平成27年4月1日 改訂
- なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

31. 平成28年3月31日 改訂

- なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 32. 平成28年4月1日 改訂 本文中の日本語科について、特段の表記がない限り、「日本語科進学2年コース」と

「日本語科進学1.5年コース」の2学科を指す。 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 33. 平成29年3月31日 改訂
 - なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 34. 平成29年4月1日 改訂
 - なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 35. 平成30年3月30日 改訂
 - なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 36. 平成30年4月1日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。

- 37. 平成31年3月29日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 38. 平成31年4月1日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 39. 令和2年3月31日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 40. 令和2年4月1日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 41. 令和3年3月31日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 42. 令和3年4月1日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 43. 令和4年3月31日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 44. 令和4年4月1日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。
- 45. 令和5年3月31日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。 46 会和5年4月1日 改訂
- 46. 令和5年4月1日 改訂 なお、学則の変更にかかわらず、入学許可を受けた学科名称及び教育課程が卒業時まで適用される。